

# 「寒河江市観光イメージポスター」作製業務委託仕様書

## 1 業務名

「寒河江市観光イメージポスター」作製業務

## 2 目的

本業務は、寒河江市の認知度向上、観光客の誘客増大、観光客層の拡大を図るために、観光客の属性及び観光目的の多様化による現代のニーズに応えた、新しい観光ポスターを作製することを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和8年3月25日（水）まで

## 4 ポスターの形式・デザイン

- (1) サイズ A1版縦
- (2) 枚数 1,000枚
- (3) 指定紙 コート紙135キログラム相当
- (4) 刷色 カラー（4色）
- (5) デザイン 文字、イラスト、写真等

## 5 業務内容

- (1) 「寒河江市観光イメージポスター」のデザイン作成及び印刷。

①県外においても広く活用予定のため寒河江市の所在が判りやすいデザインとすること。

②ポスター内に下記内容の記載を必ず入れること。また、メッセージ性かつ話題性のあるキャッチコピー等をデザインに盛り込むことも可能とする。

・山形県寒河江市

・寒河江市観光キャンペーン推進協議会 TEL 0237-86-2111

③校正（文字・色）については2回以上行うこととする。

- (2) ポスターの納品及び電子データの提出

①校了後に発注時に指定した作製枚数（1,000枚）を印刷し納品する。

納期については委託者と協議のうえ決定する。

・納入先

寒河江市さくらんぼ観光課観光振興係

〒991-8601 山形県寒河江市中央一丁目9番45号

②受託者は、以下のデータを作成し電子媒体で納品する。

・JPGデータ、PDFデータ、Adobe Illustratorデータ

③委託者は提出された電子データを、広報活動（寒河江市ホームページへの掲載等）において二次利用することができるものとする。

## 6 留意事項

- ・本業務により作製された成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、委託者に帰属するものとする。

## 7 その他

受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、必ず委託者と協議すること。また、実施に支障をきたす事象が見られる場合は、受託者と協議の上事業内容を変更するものとする。